

賠償協議会の運営に関する件

昭和二二
終連 賠償部

行政事務局及び都道府県より賠償協議会委員、幹事等の発令、委嘱を能う限り速に行うこと
逐次まとまりおること並びに賠償実施段階の遠からず到来すべき
こと等を勘案し、この際現在まで準備を進めて来た賠償関係機構
の運営を能う限り速に軌道に乗せることが重要と思われ、
不取擧左記の措置を講ずることとする。

記

- 一 賠償協議会委員、幹事等の発令、委嘱を能う限り速に行うこと
- 二 賠償協議会委員、幹事等の発令、委嘱を能う限り速に行うこと
- 三 賠償協議会委員、幹事等の発令、委嘱を能う限り速に行うこと
- 四 賠償協議会委員、幹事等の発令、委嘱を能う限り速に行うこと
- 五 賠償協議会委員、幹事等の発令、委嘱を能う限り速に行うこと
- 六 賠償協議会委員、幹事等の発令、委嘱を能う限り速に行うこと
- 七 賠償協議会委員、幹事等の発令、委嘱を能う限り速に行うこと
- 八 賠償協議会委員、幹事等の発令、委嘱を能う限り速に行うこと
- 九 賠償協議会委員、幹事等の発令、委嘱を能う限り速に行うこと
- 十 賠償協議会委員、幹事等の発令、委嘱を能う限り速に行うこと

裏面白紙

裏面白紙

(2) 事務局長の組織は事案上のものとするも司令部側には適宜の方
 法をもつてその併成の大綱を通報することとしなお要すれば
 將來適當なる時機に官制化の措置を考慮すること
 中央賠償協議会の事務局長は終連賠償部、事務局長は終連賠償
 部長とし現在の構成を變更することなく司令部の事務管理
 区分に照し且つ能率的に先方のより各般の指示を処理し得
 るよう内部関係をもつて管理保全、調査、査定、実施計画
 作業及び連絡等の班を組織すること
 なお必要に應じ外部関係官の参加を求め得ることとし要す
 れば関係各省係官の所要の人員につき終連の職員を兼ねし
 むるよう措置すること
 地方行政事務局長及び道府縣においてもほぼ前号の中央にお
 (4) とける措置に準じ長官官房又は適當なる個所に事務局を置くこ
 副会長たる終戦連絡地方事務局長に充てることとする
 昭和二一、一二、一七、各打合決定事項「地方及び道府
 縣賠償協議会組織及び運営要領」(別紙甲号)につき協議の了
 三 地方賠償協議会改革に伴う地方賠償協議会等の措置については別紙乙

共
い 本号
て 案に
は 一よ
別 賠る
途 償こ
案 協と
を 議事
作 会
成 運
し 官
速 に
に 関
関 係
係 方
方 面
面 と
と 協
協 議
議 す
す る
る こ
こ と
予
算
措
置
に
て

裏
面
白
紙

302

別紙番号

7

に道府の概

昭二一。南長決

地方及都道府縣賠償協議會組織及び運管要領

昭二一。省行令

(一) 組織の概要
 (2) (1) 地方賠償協議會
 賠償協議會は、各地方行政事務局長を組織することとする。この組織は、賠償協議會の設置することとする。

(イ) 賠償協議會の組織
 (ロ) 賠償協議會の設置
 (ハ) 賠償協議會の運営

賠償協議會は、各地方行政事務局長を組織することとする。この組織は、賠償協議會の設置することとする。

裏面白紙

(4) 及當る行政同道石
 ことお幹事地方政會局の場
 官職の行政事長海合
 課幹選務局長運局に
 事の中より幹事長に申すこと
 長一人を選び併せて上申す
 臨時委員

(3) 行政同道石
 政會局の場
 地會長海合
 域を長運局に
 を連絡當該あ
 給祖該地方い
 當區地方合同
 域と行政は地
 する務局委員及幹事の一部を所管する
 終局長官、副會長は當該地方
 戦連絡地方事務局長とす

(5) 市民間委員

(6) 同海運局長(海運監理部長)

(7) 同海運局長(海運監理部長)

(8) 同海運局長(海運監理部長)

(9) 同海運局長(海運監理部長)

(10) 同海運局長(海運監理部長)

(11) 同海運局長(海運監理部長)

(12) 同海運局長(海運監理部長)

(13) 同海運局長(海運監理部長)

(14) 同海運局長(海運監理部長)

(15) 同海運局長(海運監理部長)

(16) 同海運局長(海運監理部長)

(17) 同海運局長(海運監理部長)

(18) 同海運局長(海運監理部長)

(19) 同海運局長(海運監理部長)

(20) 同海運局長(海運監理部長)

(21) 同海運局長(海運監理部長)

(22) 同海運局長(海運監理部長)

(23) 同海運局長(海運監理部長)

(24) 同海運局長(海運監理部長)

(25) 同海運局長(海運監理部長)

(26) 同海運局長(海運監理部長)

(27) 同海運局長(海運監理部長)

(28) 同海運局長(海運監理部長)

(29) 同海運局長(海運監理部長)

(30) 同海運局長(海運監理部長)

(31) 同海運局長(海運監理部長)

(32) 同海運局長(海運監理部長)

(33) 同海運局長(海運監理部長)

(34) 同海運局長(海運監理部長)

(35) 同海運局長(海運監理部長)

(36) 同海運局長(海運監理部長)

(37) 同海運局長(海運監理部長)

(38) 同海運局長(海運監理部長)

(39) 同海運局長(海運監理部長)

(40) 同海運局長(海運監理部長)

(41) 同海運局長(海運監理部長)

(42) 同海運局長(海運監理部長)

(43) 同海運局長(海運監理部長)

(44) 同海運局長(海運監理部長)

(45) 同海運局長(海運監理部長)

(46) 同海運局長(海運監理部長)

(47) 同海運局長(海運監理部長)

(48) 同海運局長(海運監理部長)

(49) 同海運局長(海運監理部長)

(50) 同海運局長(海運監理部長)

(51) 同海運局長(海運監理部長)

(52) 同海運局長(海運監理部長)

(53) 同海運局長(海運監理部長)

(54) 同海運局長(海運監理部長)

(55) 同海運局長(海運監理部長)

(56) 同海運局長(海運監理部長)

(57) 同海運局長(海運監理部長)

(58) 同海運局長(海運監理部長)

(59) 同海運局長(海運監理部長)

(60) 同海運局長(海運監理部長)

(61) 同海運局長(海運監理部長)

(62) 同海運局長(海運監理部長)

(63) 同海運局長(海運監理部長)

(64) 同海運局長(海運監理部長)

(65) 同海運局長(海運監理部長)

(66) 同海運局長(海運監理部長)

(67) 同海運局長(海運監理部長)

(68) 同海運局長(海運監理部長)

(69) 同海運局長(海運監理部長)

(70) 同海運局長(海運監理部長)

(71) 同海運局長(海運監理部長)

(72) 同海運局長(海運監理部長)

(73) 同海運局長(海運監理部長)

(74) 同海運局長(海運監理部長)

(75) 同海運局長(海運監理部長)

(76) 同海運局長(海運監理部長)

(77) 同海運局長(海運監理部長)

(78) 同海運局長(海運監理部長)

(79) 同海運局長(海運監理部長)

(80) 同海運局長(海運監理部長)

(81) 同海運局長(海運監理部長)

(82) 同海運局長(海運監理部長)

(83) 同海運局長(海運監理部長)

(84) 同海運局長(海運監理部長)

(85) 同海運局長(海運監理部長)

(86) 同海運局長(海運監理部長)

(87) 同海運局長(海運監理部長)

(88) 同海運局長(海運監理部長)

(89) 同海運局長(海運監理部長)

(90) 同海運局長(海運監理部長)

(91) 同海運局長(海運監理部長)

(92) 同海運局長(海運監理部長)

(93) 同海運局長(海運監理部長)

(94) 同海運局長(海運監理部長)

(95) 同海運局長(海運監理部長)

(96) 同海運局長(海運監理部長)

(97) 同海運局長(海運監理部長)

(98) 同海運局長(海運監理部長)

(99) 同海運局長(海運監理部長)

(100) 同海運局長(海運監理部長)

裏面白紙

裏面白紙

(二)

(1) 都道府縣賠償協議會
を勘案して主要都道府縣に設置することとし差當り左の都

府縣に設けること

東京、神奈川(横濱)、埼玉(浦和)、群馬(前橋)、

長野、新潟、宮城(仙台)、福島、愛知(名古屋)、静岡、

石川(金澤)、大坂、京都、兵庫(神戸)、廣島、山口、

福岡、長崎

(2) 同會は左の委員及び幹事をもつて組織すること
なお必要あるときは臨時委員を置くこと

委員

(イ) 當該都府縣を連絡擔當區域とする終戦連絡地方事務局

主務官

(ロ) 當該都道府縣管轄財務局長、管財支所長、若しくは管財出張所長及び地方部長

(ハ) 同稅關關係課長又は支署長

(ニ) 同地方商工局關係課長及び出張所長

(ホ) 同鐵道局關係課長及び管理部長

(ヘ) 同海運局(海運監理部)を含む關係課長及び海運支局長

(コ) 同海運局(海運監理部)を含む關係課長

(カ) 同稅關關係課長

(キ) 同地方商工局關係課長

(ク) 同鐵道局關係課長

(ケ) 同海運局(海運監理部)を含む關係課長

9

10

- (一) 遵
 (1) 地方及び都道府縣賠償協会の運営は概ね左によること
 科會、幹事會又は官廳側委員若しくは幹事會の活用により事
 務を處理することとするも通常は官廳側幹事會の活用により事
 務を處理することとするも通常は官廳側幹事會の活用により事
 (2) 協議會において審議すべき主なる事項は左の通りなること
 (イ) 賠償施設撤去作業に關する隨意契約の締結及び請負業者
 又は下請業者の選定
 (ロ) 連合國側よりの指令事項
 (ハ) 中央よりの指示事項
 (ニ) 關係官廳間の事務處理に關し調整を要すべき事項
 (ホ) 所管地域内における資材の割當、勞務對策輸送等の具体
 的措置に關する事項
- (3) 同會の會長は當該都府縣の長官とすること
 首該都府縣の長官は能ふ限り速やかに副會長、委員、臨時
 委員及び幹事の選を行ひ中央に上申すること
 (4) 首該都府縣の長官は能ふ限り速やかに副會長、委員、臨時
 委員及び幹事の選を行ひ中央に上申すること
 首該都府縣の長官は能ふ限り速やかに副會長、委員、臨時
 委員及び幹事の選を行ひ中央に上申すること
 首該都府縣の長官は能ふ限り速やかに副會長、委員、臨時
 委員及び幹事の選を行ひ中央に上申すること
- (イ) 當該都府縣關係部長
 (ロ) 當該都府縣關係課長

裏面白紙

11

(二)

(2) (1) 地方協同會は前項外特左記諸事項につき審議を行ふこと
 地方協同會の議を經るを適當と認めらるる事項
 都道府縣に關連ある事項
 當該地方行政事務局所管都道府縣の賠償事務にして對個の
 地方協同會の議を經るを適當と認めらるる事項
 地方協同會は前項外特左記諸事項につき審議を行ふこと
 都道府縣に關連ある事項
 當該地方行政事務局所管都道府縣の賠償事務にして對個の

裏面白紙

別紙乙号

地方制度改革に伴う地方賠償協議会の措置に関する件

昭二二二二八
終連、賠償部

賠償協議会の改革に伴い地方行政事務局長の性質、地方軍政部並
に中央特別官廳出先機関との関係等を考慮し左により措置する
こととする。

記

- 一 地方賠償協議会は地方行政事務局長の職務所在の中央又は地方終
續させることとし当該地方行政事務局長の職務所在の中央又は地方終
二 地方賠償協議会の会長は地方行政事務局長の職務所在の中央又は地方終
三 地方行政事務局長が会務を処理するに当たっては、地方賠償協議会
の職員の中所長の人員は同事務局長の職務所在の中央又は地方終
四 賠償協議会が設置された場合の
五 賠償協議会が設置された場合の
六 賠償協議会が設置された場合の
七 賠償協議会が設置された場合の
八 賠償協議会が設置された場合の
九 賠償協議会が設置された場合の
十 賠償協議会が設置された場合の

裏面白紙